



# 福祉・健康

## あいぽくく

健康係・地域保健係

子育て世代包括支援センター

※申し込みは午前8時30分から

## ●2歳児すこやか教室

日時

7月10日(火)の午前9時30分～11時15分

場所 あいぽくく 対

象平成28年6月生まれのお子さん  
と保護者 内容 講義、親子遊び  
申込 子育て世代包括支援センターへ

## ●こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後2～3か月のお子さんのいる家庭に訪問員証を携帯した保健師などが訪問し、3～4か月児健診の案内、育児相談、子育て情報の提供を行います。不在の場合は再訪問します。なお、出生通知票を提出していない方は、早めに提出してください。  
日時 7月(平日のみ)の午前9時～午後5時 対象 平成30年5月生まれのお子さんのいる世帯(子育て世代包括支援センター)



## 子ども家庭支援センター

5439046

## ●子育てグループネットワーク

会議

市内の子育てグループや市などが協働して子育て支援活動を展開する子育てグループネットワーク連絡会が、グループ間での情報交換や子育て情報の発信を行います。お子さんを連れての参加もできます(申込不要)。  
日時 7月13日(金の)午前10時～正午 場所 市役所201会議室

## ●育児講座「レッツエンジョイ

イングリッシュ」

日時 7月26日(木)の午前9時45分～10時

## 介護サービスを利用している方へ 介護保険負担限度額認定証の更新を

住民税が非課税の世帯(要件あり)で、申請のあった方に、介護老人福祉施設などの居住費・食費を軽減する介護保険負担限度額認定証を交付しています。この認定証は7月31日が有効期限となっています。

今後とも継続して利用する方は、既に郵送した申請書に通帳の写しなどの必要書類を添付して、6月29日までに市役所介護福祉課へお持ちいただくか、郵送してください。  
☆詳しくは、介護保険係へ。

うメールの設定を)

## 児童センター「ぱれっと」

5445132

## ●保健衛生講習会

歯科衛生士による口腔衛生についての講話

と、歯磨き指導を行います(講話のみの参加も可/申込不要)。  
日時 6月29日(金の)の午前10時30分～11時30分 場所 児童センター「ぱれっと」 対象 未就学児と保護者 参加費 無料 持ち物 歯ブラシ(お持ちの方)

## 消費生活センター

## 架空請求はがきに注意!

消費生活センターに相談のあった事例をもとに、トラブルへの対応を紹介します。

## 回答

架空請求の相談が急増しています。特に、従来のようなメールや電話による架空請求ではなく、はがきによるものが増えています。

これらの多くは、架空の公的機関名をかたり、さまざまな手口でお金を支払わせようとしています。身に覚えのない請求をされた場合は、決して相手に連絡をせず、消費生活センターへ相談してください。  
☆詳しくは、消費生活センター ☎5449399へ。

## 相談

法務省管轄支局から、消費料金の訴訟最終告知というはがきが届いた。「あなたが契約した会社から、契約不履行として民事訴訟の訴状が提出された。連絡がない場合は、差し押さえを強制執行する」とあり、問い合わせ先の電話番号が書いてあった。慌てて電話をかけたところ、何の料金についての請求か教えてもらえず、「弁護士への依頼が必要になるため、紹介する」といわ

